

第52回社会保障審議会生活保護基準部会
令和7年6月24日

資料3-1



令和5年度以降の生活扶助基準の見直しについて

令和5年度以降の生活扶助基準の見直し について

- 令和4年度検証結果の概要・・・P 2～P 3
- 令和5年度の生活扶助基準の見直し・・・P 4～P 5
- 令和7年度の生活扶助基準の見直し・・・P 6～P 7

生活保護基準の検証・見直しについて

◎ 生活保護基準部会における令和4年検証結果（概要）

（1）基準額の水準の検証

夫婦子1人のモデル世帯
(年収階級第1・十分位)

① 現行基準（生活扶助）

137,790円

② 消費実態（生活扶助相当）

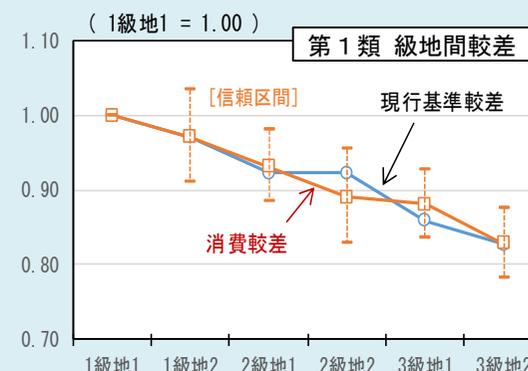
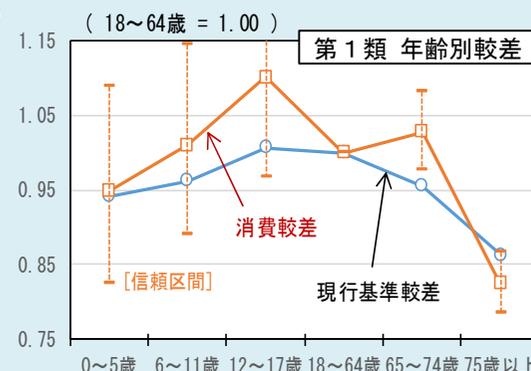
140,514円

$(2 - 1) / 1$ **2.0%**

（2）基準体系の較差の検証（年齢、級地、世帯人員別の較差）

より精緻に実態を捉えられるよう消費較差の算出方法を改善した上で、基準体系ごとの消費較差の実態と現行の生活扶助基準の較差との乖離の状況を確認。

(例)



《検証結果を踏まえる上での留意点》

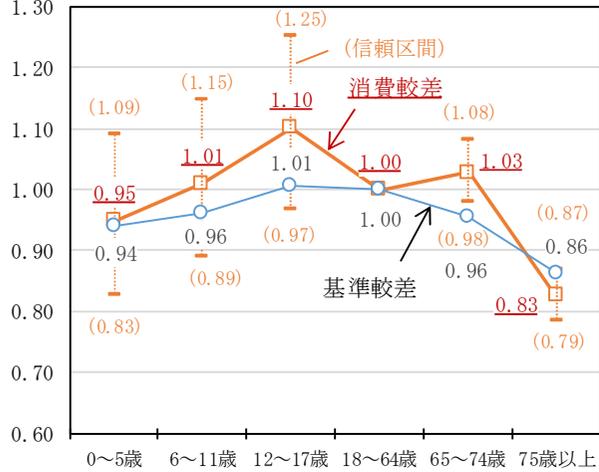
- 厚生労働省において、今回の検証結果を踏まえて、具体的な基準の見直しを検討する際には、検証作業に用いた集計結果等を機械的に適用するのではなく、各検証結果に係る留意点を十分に踏まえて対応するよう強く求めるものである。
- 特に、生活保護を受給する個々の世帯の生活に急激な変化を生じさせないように十分配慮することが必要である。
- 基準体系ごとの消費較差のうち、特に年齢別較差に関しては、消費支出が世帯単位のものであって年齢別の個人の消費を直接捉えられるものではないなど、利用可能なデータ上の制約からも幅をもってみる必要がある。そうした中で、機械的に反映させた場合には現行の基準較差から大幅な変更となることを考慮すれば、検証結果と矛盾のないよう信頼区間から外れない範囲で、激変緩和のための一定の政策的配慮はあり得るものと考えられる。
- 第2類の費用の級地間較差に関しては、必ずしも上位級地が下位級地よりも高くない状況であるため、これを機械的に反映した場合には、これまでの制度と矛盾が生じることに留意が必要である。
- 加えて、生活扶助基準の検証に用いた2019年全国家計構造調査の実施時点以降、新型コロナウイルス感染症だけでなく足下の物価上昇を背景として、消費実態等の社会経済情勢が変化していることについては、適切に配慮する必要がある。

* 平成29年検証で指摘された「これ以上下回ってはならないという水準」の設定については、今回、消費実態との比較によらない新たな検証手法に関する各調査研究の報告を受け、その試算結果の参照方法について検討を行ったが、様々な意見があり、部会として結論を得るには至らなかった。消費実態との比較によらない手法については、下支えとなる水準を明らかにしていくために今後も議論を重ねていくことが重要である。

《 年齢、級地、世帯人員別の較差検証の結果 》

第1類 年齢別較差指数

(18~64歳 = 1.00)



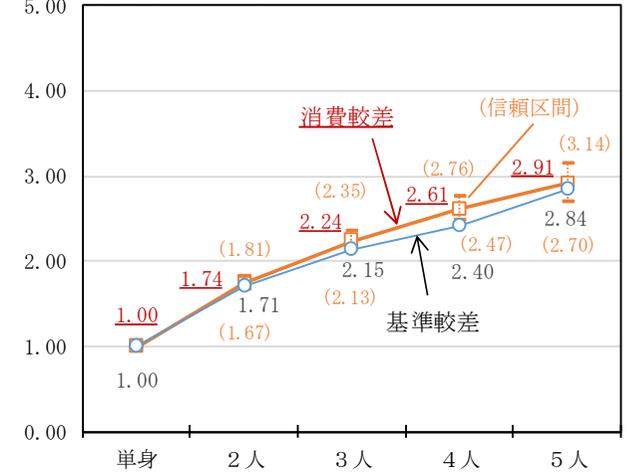
第1類 級地間較差指数

(1級地1 = 1.00)



第1類 世帯人員別較差指数

(単身 = 1.00)



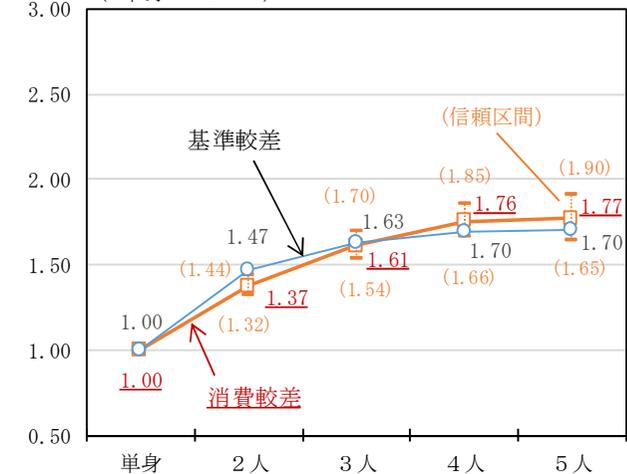
第2類 級地間較差指数

(1級地1 = 1.00)



第2類 世帯人員別較差指数

(単身 = 1.00)



※ 信頼区間は、回帰分析結果の係数に基づく95%信頼区間。

令和5年度生活扶助基準の見直しの概要

I 生活保護基準部会における検証結果の反映

- 生活扶助基準について、生活保護基準部会における検証結果を反映することを基本とする。
 - ▶ 夫婦子1人世帯+2% ▶ 年齢・級地・世帯人員別の較差体系を見直し
- その際、同部会の報告書で示された留意点を踏まえ、年齢別較差は現行の較差との差の2分の1を反映、第2類の費用は級地間の差を設けないこととする。

II 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和5～6年度の2年間）

- 足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間（令和5～6年度）は臨時的・特例的な措置を実施。
 - ① 令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一人当たり月額1,000円を特例的に加算
 - ② ①の措置をしても現行基準から減額となる世帯については、現行の基準額を保障

III 令和7年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和7年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において改めて検討。
 - その際、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、上記の検証結果を適切に反映することとした上で、これまでの基準見直しにおける配慮を参考にしつつ、その時々々の社会経済情勢等を勘案して設定。

施行時期（I及びII）： 令和5年10月～

財政影響額（I+II）： +130億円程度（令和5年度は+60億円程度）

世帯類型ごとの生活扶助基準額（令和5年10月～）

世帯類型	級地	(A)現行基準	(B) 検証結果反映後		(C) 令和5年度基準	
				(A)対比		(A)対比
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地1	14.7万円	14.9万円	+1.2%	15.3万円	+4.2%
	2級地1	13.7万円	14.1万円	+3.0%	14.4万円	+5.2%
	3級地2	12.8万円	13.1万円	+2.5%	13.4万円	+4.9%
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 子中学生と 小学生)	1級地1	17.8万円	17.4万円	-2.5%	18.1万円	+1.5%
	2級地1	16.2万円	16.5万円	+1.7%	16.9万円	+4.3%
	3級地2	14.1万円	15.3万円	+8.3%	15.7万円	+11.1%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地1	12.0万円	11.9万円	-0.9%	12.1万円	+0.8%
	2級地1	11.2万円	11.3万円	+0.9%	11.5万円	+2.7%
	3級地2	10.5万円	10.5万円	+0.4%	10.7万円	+2.3%
高齢単身世帯 (65歳)	1級地1	7.7万円	7.4万円	-3.4%	7.7万円	0.0%
	2級地1	7.0万円	7.1万円	+2.1%	7.2万円	+3.5%
	3級地2	6.5万円	6.6万円	+1.8%	6.7万円	+3.3%
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地1	11.2万円	10.7万円	-4.4%	11.2万円	0.0%
	2級地1	10.5万円	10.3万円	-2.5%	10.5万円	0.0%
	3級地2	9.9万円	9.6万円	-2.9%	9.9万円	0.0%
高齢単身世帯 (75歳)	1級地1	7.2万円	6.8万円	-5.9%	7.2万円	0.0%
	2級地1	6.5万円	6.5万円	-0.9%	6.6万円	+0.6%
	3級地2	6.2万円	6.1万円	-1.1%	6.2万円	+0.6%

世帯類型	級地	(A)現行基準	(B) 検証結果反映後		(C) 令和5年度基準	
				(A)対比		(A)対比
母子世帯（子1人） (30代親、子小学生)	1級地1	12.2万円	11.9万円	-2.2%	12.2万円	+0.2%
	2級地1	11.4万円	11.4万円	-0.4%	11.6万円	+1.3%
	3級地2	10.7万円	10.6万円	-0.9%	10.8万円	+0.9%
母子世帯（子2人） (40代親、 子中学生と小学生)	1級地1	15.1万円	15.2万円	+0.7%	15.5万円	+3.1%
	2級地1	13.8万円	14.4万円	+4.5%	14.7万円	+6.6%
	3級地2	12.8万円	13.4万円	+4.0%	13.7万円	+6.3%
若年単身世帯 (50代)	1級地1	7.7万円	7.5万円	-3.3%	7.7万円	0.0%
	2級地1	7.1万円	7.1万円	-0.0%	7.2万円	+1.4%
	3級地2	6.7万円	6.7万円	-0.3%	6.8万円	+1.2%

※ 上記の生活扶助基準額は、第1類・第2類の費用及び経過的な措置に係る額。

※ 「(B) 検証結果反映後」は、生活保護基準部会における検証結果について、その留意点を踏まえつつ反映させた場合の基準額。

※ 「(C) 令和5年度基準」は、当面2年間（令和5～6年度）の臨時的・特例的な措置を含む基準額。令和5年10月施行。

令和7年度生活扶助基準の見直しの内容

I 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和7～8年度の2年間）

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っており、今回の見直しの対象期間においても、この考え方を基本とする。
- 前回の令和5～6年度の臨時的・特例的な対応の措置時（令和4年末）から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置を実施。
 - ① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算
 - ※ ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円を加算額を維持
 - ② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額を保障

II 令和9年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度予算の編成過程において改めて検討。
 - その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。

施行時期 : 令和7年10月～

財政影響額 : +50億円程度（令和7年度は+20億円程度）

世帯類型ごとの生活扶助基準額（令和7年10月～）

世帯類型	級地	令和5～6 年度基準 (①)	令和7～8 年度基準 (②)	②－①
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、 子3～5歳)	1級地1	152,900円	153,400円	500円
	2級地1	144,290円	145,790円	1,500円
	3級地2	133,910円	135,410円	1,500円
夫婦子2人世帯 (40代夫婦、 子中学生と 小学生)	1級地1	181,200円	181,760円	560円
	2級地1	169,450円	171,260円	1,810円
	3級地2	156,760円	158,760円	2,000円
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地1	120,900円	121,900円	1,000円
	2級地1	115,230円	116,230円	1,000円
	3級地2	107,160円	108,160円	1,000円
高齢単身世帯 (65歳)	1級地1	76,880円	76,880円	0円
	2級地1	71,990円	72,490円	500円
	3級地2	67,350円	67,850円	500円
高齢夫婦世帯 (75歳夫婦)	1級地1	112,390円	112,390円	0円
	2級地1	105,260円	105,620円	360円
	3級地2	98,580円	98,680円	100円
高齢単身世帯 (75歳)	1級地1	71,900円	71,900円	0円
	2級地1	65,890円	66,390円	500円
	3級地2	61,900円	62,400円	500円

世帯類型	級地	令和5～6 年度基準 (①)	令和7～8 年度基準 (②)	②－①
母子世帯(子1人) (30代親、子小学 生)	1級地1	122,200円	122,700円	500円
	2級地1	115,610円	116,610円	1,000円
	3級地2	107,500円	108,500円	1,000円
母子世帯(子2人) (40代親、子中学生 と小学生)	1級地1	155,260円	156,260円	1,000円
	2級地1	147,230円	148,730円	1,500円
	3級地2	136,540円	138,040円	1,500円
若年単身世帯 (50代)	1級地1	77,240円	77,240円	0円
	2級地1	72,430円	72,930円	500円
	3級地2	67,740円	68,240円	500円

※ 上記の生活扶助基準額は、第1類・第2類の費用及び臨時的・特例的な措置に係る額。

※ 「令和7～8年度基準」について、令和7年10月施行予定。